

令和４年１２月大竹市議会定例会（第６回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	認第 13 号	専決処分の承認を求めることについて (令和４年度大竹市一般会計補正予算 (第６号)) (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和４年度大竹市一般会計補正予算（第６号） 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和４年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 7 7, 5 9 3 千円 ○予算総額 1 6, 3 5 7, 5 3 1 千円 (歳入) ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費国庫補助金 1 7 7, 5 9 3 千円 (歳出) ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 1 7 7, 5 9 3 千円 4 専決処分年月日 令和４年１０月２１日	副 市 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
2	議案第 48 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について (総務部総務課)	1 制定の理由と内容 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本市において、公益的法人等に職員を派遣することができるよう条例を制定しようとするもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条] 趣旨 [第 2 条] 職員の派遣 [第 3 条] 派遣職員の職務への復帰 [第 4 条] 派遣職員の給与 [第 5 条] 職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例 [第 6 条] 派遣職員の復帰時における処遇 [第 7 条] 職員派遣の期間中に退職した場合における退職手当の算定の基礎となる給料月額の特例 [第 8 条] 企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類 [第 9 条] 報告 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 49 号	大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について (建設部土木課)	1 制定の理由と内容 玖島川親水公園に関する事項を定めるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本条例を制定しようとするもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条] 目的及び設置 [第 2 条] 名称及び位置 [第 3 条] 施設 [第 4 条] 行為の禁止 [第 5 条] 利用の禁止又は制限 [第 6 条] 行為の制限 [第 7 条] 使用料 [第 8 条] 使用料の徴収方法 [第 9 条] 使用料の減免 [第 10 条] 使用料の還付 [第 11 条] 許可の取消し等 [第 12 条] 損害賠償 [第 13 条] 委任 3 施行期日 公布の日	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
4	議案第 50 号	大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について (建設部土木課)	1 制定の理由と内容 旧穂仁原小学校跡地に整備している穂仁原水辺の広場に関する事項を定めるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本条例を制定しようとするもの 2 条例の主な内容 [第 1 条] 目的及び設置 [第 2 条] 名称及び位置 [第 3 条] 施設 [第 4 条] 行為の禁止 [第 5 条] 利用の禁止又は制限 [第 6 条] 行為の制限 [第 7 条] 使用料 [第 8 条] 使用料の徴収方法 [第 9 条] 使用料の減免 [第 10 条] 使用料の還付 [第 11 条] 許可の取消し等 [第 12 条] 損害賠償 [第 13 条] 委任 3 施行期日 令和 5 年 2 月 1 日	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 51 号	大竹市学校給食費条例の制定について (教育委員会総務学事課)	1 制定の理由と内容 学校給食費の公会計化に伴い、学校給食法第 4 条の規定に基づき、大竹市が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条] 条例の趣旨 [第 2 条] 学校給食の実施 [第 3 条] 学校給食費の徴収 [第 4 条] 学校給食費の額 [第 5 条] 学校給食費の納付 [第 6 条] 学校給食費の減免 [第 7 条] 委任 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	教 育 長
6	議案第 52 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員に対する勤勉手当の支給割合及び給料月額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 第 1 条関係 ア 令和 4 年 1 2 月の勤勉手当の支給割合の変更 ・改正前 0. 9 5 か月分 ⇒ 改正後 1. 0 5 か月分 イ 一般職給料表の改定 ・給料月額 平均改定率 0. 3 % (2) 第 2 条関係 令和 5 年度以降の勤勉手当の支給割合の変更 ・改正前 1. 0 5 か月分 ⇒ 改正後 1. 0 0 か月分 3 施行期日等 公布の日。ただし、2 (2) の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行。2 (1) アの規定は令和 4 年 1 2 月 1 日、2 (1) イの規定は令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用。	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
7	議案第 53 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 本市の一般職の職員の勤勉手当の改正に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当について支給割合を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 第 1 条関係 令和 4 年 1 2 月の期末手当の支給割合の変更 ・改正前 2. 1 2 5 か月分 ⇒ 改正後 2. 2 2 5 か月分 (2) 第 2 条関係 令和 5 年度以降の期末手当の支給割合の変更 ・改正前 2. 2 2 5 か月分 ⇒ 改正後 2. 1 7 5 か月分 3 施行期日等 公布の日。ただし、2 (2) の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行。2 (1) は令和 4 年 1 2 月 1 日に遡って適用。	市 長
8	議案第 54 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 本市の一般職の職員の勤勉手当の改正に伴い、議会の議員の期末手当について支給割合を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 第 1 条関係 令和 4 年 1 2 月の期末手当の支給割合の変更 ・改正前 2. 1 2 5 か月分 ⇒ 改正後 2. 2 2 5 か月分 (2) 第 2 条関係 令和 5 年度以降の期末手当の支給割合の変更 ・改正前 2. 2 2 5 か月分 ⇒ 改正後 2. 1 7 5 か月分 3 施行期日等 公布の日。ただし、2 (2) の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行。2 (1) は令和 4 年 1 2 月 1 日に遡って適用。	市 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
9	議案第 55 号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 ・会計年度任用職員給料表を一般職給料表に合わせて改定 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	総務部長
10	議案第 56 号	大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について (建設部土木課)	1 改正の理由と内容 広島県が「放置艇解消のための基本方針」の小型船舶用泊地使用料の徴収開始時期を令和 7 年度に見直したことから、大竹市においても同様の使用料徴収開始時期に改正しようとするもの。 2 施行期日 公布の日	建設部長
11	議案第 57 号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について (建設部土木課)	1 改正の理由と内容 道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市が管理する道路及びその附属物の占用を許可したときの占用料の徴収について改正しようとするもの。 2 施行期日等 (1) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 施行期日前に占用の許可を受けたものについては、当該占用の期間が満了するまでの間は、改正前の占用料を適用する等の経過措置を規定する。	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
12	議案第 58 号	広島県市町総合事務組合規約の変更について (総務部総務課)	1 改正の理由 広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をすることについて、市議会の議決を求めるもの。 2 改正の内容 本年中に設立が予定されている広島県水道広域連合企業団が、職員に対する退職手当の支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤上の災害に対する補償に関する事務を広島県市町総合事務組合に委託したい旨の申し出があったため、事務の受託に関する規定を整備する必要があることから、組合規約を変更するもの。 3 施行期日 令和 5 年 1 月 1 日	総務部長
13	議案第 59 号	大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について (総務部総務課)	1 改正の理由 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、広島県と協議することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 改正の内容 大竹市の行政不服審査会事務については、この規約により、広島県に委託しているが、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体が適用対象になることに伴い、当該規約の必要な改正を行うもの。 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	総務部長
14	議案第 60 号	指定金融機関の指定更新について (会計課)	本市の指定金融機関として株式会社 四国銀行を指定しているが、その指定期間が令和 5 年 3 月 3 1 日をもって満了となるので、引き続き同行を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
15	議案第 61 号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	大竹市さかえ子育て支援センターの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 社会福祉法人 ひまわり福祉会 2 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	健康福祉 部 長
16	議案第 62 号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	大竹市松ヶ原こども館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 松ヶ原自治会 2 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	健康福祉 部 長
17	議案第 63 号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について (建設部都市計画課)	大竹市営住宅等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 近鉄住宅管理株式会社 2 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	建設部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																				
18	議案第 64 号	令和 4 年度大竹市一般会計補正予算 (第 7 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 4 5 8, 4 9 5 千円 (詳細は 1 2 頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 6, 8 1 6, 0 2 6 千円 2 繰越明許費の補正 <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>7 商工費</td><td>1 商工費</td><td>原油価格等高騰対策支援事業</td><td>102, 062 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>小方地区のまちづくり事業</td><td>10, 000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>大竹駅周辺無電柱化事業</td><td>90, 000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>大竹駅周辺整備事業</td><td>65, 500 千円</td></tr><tr><td>11 災害復旧費</td><td>2 公共施設災害復旧費</td><td>道路災害復旧事業</td><td>39, 500 千円</td></tr><tr><td>11 災害復旧費</td><td>2 公共施設災害復旧費</td><td>河川災害復旧事業</td><td>33, 300 千円</td></tr></table> 3 債務負担行為の補正 ○追加 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>障害者台帳・障害福祉サービス管理システムに要する経費</td><td>令和 5 年度から令和 8 年度まで</td><td>9, 140 千円以内</td></tr><tr><td>休日診療所の運営に要する経費</td><td>令和 5 年度</td><td>12, 760 千円以内</td></tr><tr><td>在宅当番医制の運営に要する経費</td><td>令和 5 年度</td><td>3, 380 千円以内</td></tr><tr><td>小学校 ICT 支援業務に要する経費</td><td>令和 5 年度</td><td>5, 280 千円以内</td></tr><tr><td>中学校 ICT 支援業務に要する経費</td><td>令和 5 年度</td><td>5, 280 千円以内</td></tr><tr><td>児童・生徒の心電図及び尿検査に要する経費</td><td>令和 5 年度</td><td>1, 020 千円以内</td></tr><tr><td>小方学園プール市民開放事業の監視等に要する経費</td><td>令和 5 年度から令和 7 年度まで</td><td>17, 650 千円以内</td></tr></table>	款	項	事業名	金額	7 商工費	1 商工費	原油価格等高騰対策支援事業	102, 062 千円	8 土木費	6 都市計画費	小方地区のまちづくり事業	10, 000 千円	8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺無電柱化事業	90, 000 千円	8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	65, 500 千円	11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	道路災害復旧事業	39, 500 千円	11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	河川災害復旧事業	33, 300 千円	事項	期間	限度額	障害者台帳・障害福祉サービス管理システムに要する経費	令和 5 年度から令和 8 年度まで	9, 140 千円以内	休日診療所の運営に要する経費	令和 5 年度	12, 760 千円以内	在宅当番医制の運営に要する経費	令和 5 年度	3, 380 千円以内	小学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 5 年度	5, 280 千円以内	中学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 5 年度	5, 280 千円以内	児童・生徒の心電図及び尿検査に要する経費	令和 5 年度	1, 020 千円以内	小方学園プール市民開放事業の監視等に要する経費	令和 5 年度から令和 7 年度まで	17, 650 千円以内	副市長
款	項	事業名	金額																																																					
7 商工費	1 商工費	原油価格等高騰対策支援事業	102, 062 千円																																																					
8 土木費	6 都市計画費	小方地区のまちづくり事業	10, 000 千円																																																					
8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺無電柱化事業	90, 000 千円																																																					
8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	65, 500 千円																																																					
11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	道路災害復旧事業	39, 500 千円																																																					
11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	河川災害復旧事業	33, 300 千円																																																					
事項	期間	限度額																																																						
障害者台帳・障害福祉サービス管理システムに要する経費	令和 5 年度から令和 8 年度まで	9, 140 千円以内																																																						
休日診療所の運営に要する経費	令和 5 年度	12, 760 千円以内																																																						
在宅当番医制の運営に要する経費	令和 5 年度	3, 380 千円以内																																																						
小学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 5 年度	5, 280 千円以内																																																						
中学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 5 年度	5, 280 千円以内																																																						
児童・生徒の心電図及び尿検査に要する経費	令和 5 年度	1, 020 千円以内																																																						
小方学園プール市民開放事業の監視等に要する経費	令和 5 年度から令和 7 年度まで	17, 650 千円以内																																																						

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																	
			○変更 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">市議会だよりに要する経費</td><td rowspan="2">令和５年度</td><td>1,690 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>2,030 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">市広報に要する経費</td><td rowspan="2">令和５年度</td><td>11,550 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>12,840 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">消防署寝具の借上げに要する経費</td><td rowspan="2">令和５年度から令和７年度まで</td><td>2,560 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>3,010 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">自然の家やさか寝具の借上げに要する経費</td><td rowspan="2">令和５年度から令和７年度まで</td><td>1,850 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>2,220 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">海の家あたた寝具の借上げに要する経費</td><td rowspan="2">令和５年度から令和７年度まで</td><td>1,850 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>2,220 千円以内</td></tr></table> 4 地方債の補正 ○追加 <table><tr><th>起債の目的</th><th>限度額</th></tr><tr><td>公共土木施設災害復旧事業</td><td>90,000 千円</td></tr></table> ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>農林水産業施設災害復旧事業</td><td>17,900 千円</td><td>28,600 千円</td></tr><tr><td>臨時財政対策債</td><td>328,300 千円</td><td>215,833 千円</td></tr></table>	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	市議会だよりに要する経費	令和５年度	1,690 千円以内	補正後	2,030 千円以内	補正前	市広報に要する経費	令和５年度	11,550 千円以内	補正後	12,840 千円以内	補正前	消防署寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	2,560 千円以内	補正後	3,010 千円以内	補正前	自然の家やさか寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	1,850 千円以内	補正後	2,220 千円以内	補正前	海の家あたた寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	1,850 千円以内	補正後	2,220 千円以内	起債の目的	限度額	公共土木施設災害復旧事業	90,000 千円	起債の目的	限度額		補正前	補正後	農林水産業施設災害復旧事業	17,900 千円	28,600 千円	臨時財政対策債	328,300 千円	215,833 千円	
区分	事 項	期 間	限 度 額																																																		
補正前	市議会だよりに要する経費	令和５年度	1,690 千円以内																																																		
補正後			2,030 千円以内																																																		
補正前	市広報に要する経費	令和５年度	11,550 千円以内																																																		
補正後			12,840 千円以内																																																		
補正前	消防署寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	2,560 千円以内																																																		
補正後			3,010 千円以内																																																		
補正前	自然の家やさか寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	1,850 千円以内																																																		
補正後			2,220 千円以内																																																		
補正前	海の家あたた寝具の借上げに要する経費	令和５年度から令和７年度まで	1,850 千円以内																																																		
補正後			2,220 千円以内																																																		
起債の目的	限度額																																																				
公共土木施設災害復旧事業	90,000 千円																																																				
起債の目的	限度額																																																				
	補正前	補正後																																																			
農林水産業施設災害復旧事業	17,900 千円	28,600 千円																																																			
臨時財政対策債	328,300 千円	215,833 千円																																																			

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
1 議会費	人事管理事務	△ 1,500				
2 総務費	人事管理事務	6,020				
	電子計算機管理事業	7,260				
	国庫補助金等返還事務	116,920				
3 民生費	人事管理事務	△ 5,200				
	障害福祉サービス事業所等支援事業	2,700	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,350	
	養護老人ホームゆうあいの里運営事業	6,300				
	介護サービス事業所等支援事業	11,650	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,825	
	国民健康保険特別会計歳入補填事務	500				
	後期高齢者医療特別会計歳入補填事務	1,000				
	障害児通所給付事業	15,318	14 国庫支出金	障害児給付費国庫負担金	7,659	
			15 県支出金	障害児給付費県負担金	3,829	
	児童福祉施設等支援事業	3,200	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,600	
	こども医療費助成事業	△ 69,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（民生費）	△ 69,000	
4 衛生費	人事管理事務	△ 2,220				
	保健衛生事務	△ 54,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（衛生費）	△ 54,000	
	し尿処理施設維持管理事業	701				
6 農林水産業費	人事管理事務	△ 390				
	漁港施設維持管理事業	183				

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
7 商工費	人事管理事務	△ 350				
	中小企業経営安定支援事業	102,062	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	54,578	
			15 県支出金	原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業県補助金	20,968	
8 土木費	人事管理事務	12,980				
	市営外灯維持管理事業	3,833				
	県道等整備事業	10,140				
	河川・水路管理事業	217				
	小方地区のまちづくり事業	10,000				
9 消防費	人事管理事務	800				
	消防一般事務	1,143				
	消防団資機材整備事業	837				
10 教育費	人事管理事務	2,250				
	学校連携・子どもの居場所づくり事業	411				
	総合市民会館管理事業	1,662				
	大竹会館管理事業	378				
	玖波公民館管理事業	248				
	栄公民館管理事業	230				
	図書館管理事業	806				
	学校給食費支援事業	123,509	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（教育費）	123,000	
	給食センター運営事業	3,000				

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
11 災害復旧費	農地災害復旧事業	16, 500	14 国庫支出金	農業用施設災害復旧事業費国庫補助金	2, 200	
			21 市債	農業用施設災害復旧事業債	8, 100	
	林道災害復旧事業	1, 099	21 市債	林道災害復旧事業債	1, 000	
	道路災害復旧事業	58, 299	14 国庫支出金	道路災害復旧事業費国庫補助金	26, 200	
			21 市債	道路橋りょう災害復旧事業債	28, 100	
	河川災害復旧事業	68, 999	14 国庫支出金	河川等災害復旧事業費国庫補助金	4, 900	
			21 市債	河川災害復旧事業債	61, 900	
			10 地方交付税	普通交付税	148, 459	対応する歳入 のない歳出に 充当
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	82, 568	
			19 繰越金	前年度繰越金	110, 126	
			21 市債	臨時財政対策債	△ 112, 467	
						21 市債
合 計		458, 495	合 計		458, 495	

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
19	議案第 65 号	令和 4 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5, 9 2 2 千円 ○予算総額 3, 1 3 5, 9 4 1 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・職員給与費等繰入金 5 0 0 千円 ・財政調整基金繰入金 4, 7 9 3 千円 ・前年度繰越金 6 2 9 千円 (歳出) ・人事管理事務 5 0 0 千円 ・療養給付費等負担金等返還事務 5, 4 2 2 千円	副 市 長
20	議案第 66 号	令和 4 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1, 0 0 0 千円 ○予算総額 5 2 6, 1 4 7 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・職員給与費等繰入金 1, 0 0 0 千円 (歳出) ・人事管理事務 1, 0 0 0 千円	副 市 長
21	議案第 67 号	令和 4 年度大竹市水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 収益的支出の補正 ○補正予定額 9, 0 0 0 千円 ○予算総額 5 6 6, 0 2 6 千円 【内訳】 営業費用 給配水費 修繕費 9, 0 0 0 千円	上下水道 局 長